

リベラル-リバタリアン論争の今日的意義

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-10-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 伊藤, 恭彦 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00006794

リベラル——リベタリアン論争の今日的意義

伊藤 恭彦

一 はじめに

ジョン・ロールズが一九七一年に『正義論』[Rawls 1971]を刊行し、アングロ世界で規範的倫理学(政治哲学 規範的政治理論)が復権したと言われている。「正義」をはじめとした社会的価値の内実を学問的に問うことは、今や実証主義科学と並ぶ一学問領域としての位置を再び獲得した。⁽¹⁾

ロールズに続いて一九七四年にはロバート・ノジックが『アナーキー・国家・ユートピア』[Nozick 1974]を刊行し、リベタリアンの立場からロールズのリベラル(リベラル・イガリタリアン)へ真っ向から挑戦をいどんだ。この両者の間の論争を一般的に「リベラルーリベタリアン論争」と言ったりする。両者はともに反功利主義哲学という点では共通しているが、国家介入の是非、マーケットの評価さらには前提とする個人像で大きく対立するものだったのである。その後、八〇年代に入るとリベラルとリベタリアンがリベラリズムとして一括され、コミュニタリアンから批判され、さらに、九〇年代になると、リベラリズムとコミュニタリアンが一括され「政治なき政治哲学」[Mouffe 1993]として、ラディカル・デモクラシーなどによって批判されるというように、現在、規範哲学の論点は大きく移動している。

ノジック自身、自らのリバタリアンの立場を、その後放棄し、現在では、リベラールリバタリアン論争は完全に過去のものとなったように思える。そして、福祉国家擁護論者ロールズ、自由市場至上主義者（規制緩和論者、福祉切り捨て論者）ノジックという奇妙なレッテルのみが、「常識」として残されたように思える。しかし、このようなレッテルはロールズとノジックの実像を覆い隠し、その現代的意義を見失わせるものと言わざるをえない。思想の我々にとっての意義を確認し、その成果をわがものとすることなく、次々と新しいものを輸入する日本の知的状況がここでも現れているように思える。

そこで、以下では、リベラルの代表としてロールズを、リバタリアンの代表としてノジックを取り上げ、それぞれの思想がもつ、我々にとっての意味を確認していくことにする。両者が提起した問題は多岐にわたるので、その全てをカバーすることはできない。そこで両者の対立点をおさえた上で、両者に共通する個人主義の政治観に論点を絞って検討したい。

二 論争の回顧

1 ロールズとノジックの思想

一九七一年に公刊されたロールズの『正義論』の内容は、日本でも多数紹介されているので、ここではその概略のみ示すこととする。⁽²⁾ ロールズの正義論の基本的な課題は、価値が多分化した社会における秩序化原理Ⅱ正義の原理の定式化である。その際、彼は功利主義には組み込まない。功利主義の「最大多数の最大幸福」は、社会全体の幸福のために個人の自由を侵害するかもしれないし、最大化された善がいかに分配されるかに関心をはらわないからである。つまり、

善の最大化よりもまず正 (right) 正義を定式化しようというのである。善の最大化をもって正とする功利主義の目的論的リベリズムに対して、正の優先を主張するロールズ流のリベリズムを、義務論的リベリズムという。

この正義の原理は社会の基本構造を規制する分配的正義の原理である。この際、分配の対象となるのは「社会的基本善」であり、それは人の生の計画 (善の構想) の内実に関わりなく、必要となる基本的善である。具体的には基本的自由、権利、機会、所得と富、自尊心の社会的基礎である。周知のように『正義論』段階での正義の原理は以下のような二原理として定式化されている。

第一原理…各人は基本的な自由の最も広い体系に対する平等な権利をもつべきだが、このような自由の体系は他者の体系と両立しなくてはならない。

第二原理…社会的、経済的不平等は以下の二条件を満たすように取り決められなければならない。(a)社会の最も恵まれない人の最大の利益となること。(b)機会の公正な平等という条件の下で全員に開かれている公職と地位に伴うこと。

ロールズはこの二原理が価値多元化社会の秩序化原理であると主張する。さらに、ロールズはこの原理が実践的に各人の善に優先するだけでなく、その定式化にあたっては、いかなる善の特殊構想からも独立した方法で行わなければならないと言う。つまり、この正義の原理はどんな価値観 (善の構想) をもっている人も受容できると主張するのである。

そのためにロールズが導入した方法が、内省的均衡 (reflective equilibrium) と原初状態という思考実験である。この方法の特徴は、ある自明の価値観 (前提) から、一方的にある規範を導き出すことを拒絶し、日常的な生の現場での個別の規範的な判断を積み重ね、修正しながら、一步一步、普遍的な規範を確定していくという点にある。これは、ニーチェの「神の死」(共通価値の崩壊)と言われる中で、共通価値を再興していく方法であり、さらに、それを日常から

閉ざされた「科学」の現場で遂行するのではなく、あくまでも日常的な規範的討議を鍛える方向でおこなうものである。⁽³⁾

原初状態は正義の原理を導出するための一つの思考実験である。つまり、自らの善の構想に従って、その実現を図る人が特定の条件の下でどのような正義の原理に合意するかをシュミレートしてみるものである。自らの善の構想を合理的に追求する人が、①資源が希少であり、②相互に無関心であり、かつ、③自らの特定情報（性差、年齢差、体力差、所得差など）について知らない場合、どのような正義の原理に合意するかを検討せよ、とロールズは言うのである。③の条件が有名な「無知のヴェール」と呼ばれるものである。ロールズは各人は自らの善の構想を合理的に追求したいと思うが、無知のヴェールの働きで、自分が社会において具体的にどのような境遇におかれるか不確定な状態にさらされると言う。そして、自らが社会において最悪の状態におかれることを考慮して、ロールズの言う正義の二原理に合意すると主張する。ロールズは一つの思考実験を提唱した上で、その実験と私たち一人一人とを結ぶものとして内省的均衡を考える。

内省的均衡は、『正義論』以降、ロールズやダニエルズ [Daniels 1994] によってさまざまな展開がなされているし、ロールズ自身の最近の議論ではやや後景に退いているが、依然としてロールズの規範正当化の中心的方法であり続けている。内省的均衡は各人のよく考えられた判断と原初状態で導出された正義の原理とを照らし合わせ、両者が均衡状態になった時に、その正義の原理を受容しようというものである。この場合、①原理に照らして判断が修正される場合、②判断を維持しながら原理の修正が行われる場合がある。②の場合には、原理の修正へ直接向かうのではなく、原理導出の前提条件群である原初状態の諸条件の修正がなされ、再び思考実験が行われ、原理が導出され、その原理と判断との照合が行われるのである。内省的均衡は一見すると原理——判断の無限な修正が許容され、いかなる正義の原理も正当化可能になってしまうように見える。ロールズはこの点を反省し、『正義論』以降、「広い内省的均衡」という考え方

を導入している。これは判断——原理の照合過程を制約するものとして、道徳哲学の歴史の中で育まれた合理的な考え方を照合過程に導入するものである。[Rawls 1971 1974 1980]

これに対してノジックの議論は次のようなものである。ノジックはまずいかなる国家も道徳的に正当化不可能であるというアナーキストの議論に対して、最小国家はいかなる人間の権利も侵害することなく成立しうることを、ロックの自然状態論の奇抜な解釈から示そうとする。つまり、自然状態にいる個人が自らの権利侵害に対して、直ちにロックのように社会契約を締結し、国家を設立するとは考えず、個人はまず権利を擁護するための私的な団体Ⅱ保護協会を設立し、そこへ加盟すると考える。そして、このようにしてできあがる複数の保護協会が市場原理に従って競争し、やがて一定地域で支配的な唯一の保護協会に成長すると主張する。その支配的な保護協会が国家である。

次にノジックは、国家が最小国家以上の役割を引き受けると必ずや人権を侵害することとなると主張する。ノジックはここでもロックの議論に依拠している。つまり、私の体は他でもなく私のものであり、したがって、私の体の作用Ⅱ労働が投下された対象物は私の所有物になると言うわけである。つまり、各人は自己の身体と自己の労働の成果に対して絶対的な権利をもつのである。そこからノジックの正義の原理が導き出される。彼の正義の原理は、①所有者なき自然へ労働が投下された場合、その果実の所有権は労働を投下した本人に帰属する（獲得の正義）、②獲得の正義によって得られた果実を他者と正当な契約によって交換する場合には、所有の移転が正当に行われる（交換の正義）、③以上の二つの原理によらずに、不当に所有が発生した場合には、それをもとの状態に戻すことが必要である（矯正の原理）。ノジックはこの三原理によらない所有の移転は、各人の所有権ならびにその源泉である個人の人格性を破壊するものと考えているのである。すなわち、社会はその構成員（ノジックは社会という実態を想定することにもおそらく異議をとめないだろうが）の、自発的な行為によってのみ成り立つべきであり、例えば、国家が社会正義の実現とか公共善の実現と

か善き目的のために行う行為（所得再分配政策のための課税など）も、その観点から人権侵害となり、正当化不可能となるのである。だから、個人の別個独立性と各人の自発的な相互行為とを擁護しようとするならば、国家の活動は、詐欺や強盗からの自発的行為の防衛と契約の履行の強制に限定されるべきであり、最小国家のみが正当化されると主張するのである。ノジックの議論は確かに国家による再分配政策を認めない点で、一九八〇年代に一世を風靡した新保守主義の議論と同じ結論となる。しかし、その論拠は個人の別個独立性と権利さらには人間の自発的行為を徹底的に擁護するという点にあり、市場の効率性をもっぱら論拠とする新保守主義とは別種の議論であることを十分に確認しておく必要がある。

さらにノジックは最小国家は人権という道徳的な観点から正当であるだけでなく、別個独立の人格が、自ら選び取った善き生の構想にしたがって、その生を生き抜き、相互に自由に善の構想を交換し合う理想的な社会（＝共同体）を実現すると主張する。つまり、ユートピアとしての魅力も備えた構想であるというわけである。[Nozick 1974]

2 論 争

ノジックの『アナキー・国家・ユートピア』の第二部は全体としてロールズの分配的正義に対する批判となっている。ノジックの批判は次の二点にまとめることができる。

第一は、ロールズの正義の原理、特に格差原理は個々人の自発的な行為への介入を要請し、したがって、個人の自由と権利を必ず侵害するという批判である。ノジックは正義の原理を、①財の分配の最終結果を問題とする最終結果（非歴史的）原理と②財の分配のプロセスのみを問題とする歴史的原理と分類し、さらに①を分配を特定の型（パターン）に当てはめるか否かでパターン化原理と非パターン化原理に区分する。ノジックの理解によると、ロールズの格差原理

は最終結果・パターン化原理である。先にみたように、ノジックの正義は獲得の原理と交換の原理であった。そして、人々はその原理にしたがって、自発的な自由な行為を形成している。もし、その行為の結果を事後的に特定のパターンに当てはめようとすると、必ず人の自発的な行為を侵害することになるし、仮にパターンが当てはめられても、人々の自発的行為はそれをどんどん覆すことになる。

第二の批判は、ロールズの分配的正義は、ロールズ自身の功利主義批判Ⅱ別個独立の人格の尊重という考え方と矛盾しているというものである。まず、原初状態の個人がなぜ自らの自発的行為を保護する原理以上の社会的財の分配原理に同意するのか不明確であることが指摘される。さらに、ロールズは社会を協同のシステムと考え、各人の才能は社会の共通の資産とみなしているが、ノジックは協同とは自発的行為の連鎖であり、協同で生じた財もあくまでも特定の個人に帰属するのであって、社会全体のための分配の対象とはならないこと、そして、個人の自発的行為の結果を社会全体の資産とみなすことはロールズの功利主義批判に反すると言うのである。[Nozick 1974]

このようなノジックからの批判に応えたのが、ロールズの一九七八年の論文「主題としての基本構造」[Rawls 1978]である。ロールズの応答は次の二点である。第一は、自分の正義の原理は社会の基本構造、つまり、自発的行為がなされる枠組みを規制するための制度や公共政策に適用されるのであって、個々の私人間の自発的行為への介入を意図したものではないというものである。第二は、社会は仮に全員の自発的行為が正義にかなう形でなされていたとしても、その行為が累積することで大きく歪んでしまうことがあり、そのいわば個別行為の「意図せざる結果」を意識的にコントロールするのが、そもそも社会正義の課題なのだという応答である。

ロールズの反批判に対してノジックは明示的に応えないばかりか、一九八九年の著作 *The Examined Life* [Nozick 1989]では事実上『アナーキー・国家・ユートピア』の立場を放棄するにいたっている。そこでは次のように述べられ

ている。「かつてわたしが提案した自由至上主義の立場は今の私にはひどく不適切に思える。その理由の一部は、それが人間らしい考慮を織り込んでいなかったこと、それが残した共同の諸活動にはもっと緊密に生地におりこまねばならない余地があったことである」と。八〇年代以降、政治哲学の論争シーンは、冒頭に述べたように大きく変化していくことになる。

三 リベラル—リベタリアン論争の今日的意義

今日、福祉国家が無制約な市場かという論争は現実の政治の場においても後景に退いている。新保守主義対リベラルであれ、リベラル対リベタリアンであれ、今日その論争それ自体が全体として私達に何か有益な意義をもっているとは考えにくい。しかし、ロールズのノジックの主張と論争の個々の論点は、なお、現代の政治、協同、人間を考える上でいくつかの重要な示唆を与えるものである。以下では、国家と福祉の問題、協同と個人の問題、(コミュニタリアンのリベリズム批判を念頭において)個人と協同ならびに文化の問題の三点に限定して、リベラル—リベタリアン論争の今日的意義を考えてみたい。

1 国家と福祉

一般にロールズの分配的正義は福祉国家的正義であり、他方、ノジックの議論は反福祉国家的正義論であるとされている。しかし、ロールズは『正義論』において福祉国家という言葉を一度も使っていないし、『正義論』フランス語版への序文」では福祉国家批判を行い、自らが擁護しようとしている体制を「財産所有の民主主義体制」であるとしている

る。ロールズの『正義論』は単純な福祉国家擁護論ではないが、その第二部「制度」の制度構想は現実の福祉国家体制と重なるものがあり、制度論を含めて考えればある種の福祉国家擁護論であると言っても不当ではない。しかし、ロールズが自らの正義の原理を定式化し、それを擁護するために提出している論拠（「才能のプーリング」論や「アリストテレスの原理」など）を一つ一つ検討すると、それは国家による福祉の提供を意図したものと必ずしも言えなくなるのである。さらに、ロールズは伝統的なリベリズムさらにはノジックに比べると国家権力への批判意識やその発動への制約という点にあまり関心をはらっていない。つまり、ロールズは所得再分配政策であれなんであれ国家に福祉の提供の責任があるとも論じていないし、逆に、国家による福祉提供を批判しているわけでもない（我が国ロールズ解釈——特に経済学者のそれ——ではその点を十分に検討することなくロールズの正義論は所得再分配政策の哲学的正当化という「常識」が形成されている〔塩野谷祐一1984〕）。

ロールズの議論は、まず第一に正義にかなった「秩序ある社会」の形成にねらいがある。そして正義の原理は国家権力の発動を制約する規範でなく、ある社会形成の原理として構成されていることに注意をはらう必要がある。ロールズの正義の原理のねらいは、リベラルな協同社会形成にある。ここでのリベラルの意味は、善の内容による共同体形成ではなく、あくまでも善の内容は個々人の選択にゆだねるといふ価値の多元性を承認していることである。善の多元性を殺すことなく、一つの協同社会を形成すること、これがロールズのねらいなのである。各人が自らの責任で選び取った善の構想を追求するための基礎的条件の分配が正義の第一原理と機会の公正な平等原理であり、その善の構想の実現をめざす各人の活動を一つの協同へと編成することが格差原理の第一の役割である。制度論以外で登場する格差原理擁護論は、人と人との直接的な協同をイメージしたものであり、国家を媒介にした福祉提供という議論は制度論において（しかも一つの例示という形でのみ）登場するだけである。

他方、ノジックは国家による再分配政策を真っ向から批判する。すなわち、ノジックは国家には福祉を提供する正当な根拠はないと言っているのである。しかし、ノジックはあくまでも個々人のヴォランタリーな行為の中での福祉は容認する。ノジックの議論の全体は確かに福祉国家批判（福祉切り捨て論）であるが、ヴォランタリーな行為としての福祉という議論があることを見逃してはならない。ユートピアという言葉を使っているが、ノジックも価値が多元化した社会におけるある種の協同の形成を理想としているのである（あくまでも、ヴォランタリーな行為の延長線上での協同）。

このように見てくると、国家論レヴェル（公共政策としての福祉政策）でのロールズとノジックの対立は非常に鋭角的だが、市民の自発的行為による協同形成というレヴェルではある共通項を両者から取り出すことができる。それは「私」を起点として福祉と協同を考えるとという発想である。この発想は、今日の私達にある積極的な意味をもっているように思われる。ホームレスの人々と遭遇した時の心境を考えてみよう。「臭い、汚い」と思う人もいるかもしれないが、多くの人は心を痛め、「何とかしなければならぬ」と思うだろう。しかし、その「何とか」の中身はすぐに国家なり自治体なりの福祉提供の量と質の問題に回収されてしまうのではないだろうか。貧しき人、不幸を背負った人に哀れみの情を感じても、それは公的福祉の問題に直ちに転換され、「私の隣人」という発想は見失われてしまう。彼らと同じ協同体のメンバーと考える、さらには、協同のパートナーと考える発想は、公的福祉の充実とともにわれわれの心から失われた。

このようなわれわれの福祉倫理に対して、「社会の最も恵まれない人々と協同せよ」、「福祉はあくまでも自発的行為だ」というロールズとノジックの主張は深刻な批判を提起しているように思われる。我が国でこのような議論を展開することは、公的福祉の後退に手を貸す犯罪的議論（福祉国家から日本的福祉社会へ）と捉えられるだろう。しかし、公

的な福祉の全面的な見直しの議論が進む中で、一人一人の福祉に対する倫理観のヴァージョンアップが同時に進まないのであれば、それはますます福祉を他人事とし、公的福祉それ自体の撤退に手を貸すことにつながるのではないだろうか。協同としての福祉、私を起点とした福祉志向というロールズとノジックが提起した問題は、確かに政策と制度設計の問題につながるにはなお埋めるべき多くの論点がある。しかし、市民の作法として福祉を考えようとするなら、私という個人を起点にし、他者を見つめるといふ私のまなざしを鍛え上げる視点は避けて通れるものではない。⁽⁴⁾そして、これは福祉以外の国家の活動（そして国家の正当性それ自体）を批判的に検討する上でも重要な視点であると思われる。⁽⁵⁾

2 個人と協同

以上の福祉と国家の問題はより広い個人と協同の問題へとつながる。個人と協同（あるいは社会形成）を考えようとする場合、リベリズムは価値の多元性の重みから出発する。そして、現代社会では、価値は多様であり、価値の間の通約は不可能であり、かつ価値は時として対立すると考える。このような状況（「神が死せる」社会）において、協同を考えようとするならば、ある種の善（公共善）による統合は不可能であるというのがリベリズムの基本的な立場である。ロールズはこのような状況に対して各人の善の構想が開花するための基礎的条件の分配に課題を設定し、とりわけその条件の社会的弱者への格差的分配を主張した。ノジックはあくまでも各人の自発的行為が遂行される条件（自由市場）の維持にもっぱら問題を集中した。いわば、共通の善を再興（創造）することによって協同を形成することを断念し、あくまでも正々正義の権利のレベルで協同の形成を図ろうとしたのである。

ここにリベリズムとコミュニタリアンを分かつ基本的な違いの一つがある。確かに善き生き方が共有されてる協同体の方が、よりタイトな人と人との結びつきを形成することができるだろう。また、ロールズにしてもノジックにして

も、善の共有に対してある種の期待をもっているところもあるが、現代的条件のもとではそれは不可能であるし、仮に特定の善き生で協同を形成しようとするならば「国家権力の抑圧的発動」[Rawls 1993]を行わざるを得ないと判断している。もちろん、このようなりベラリズムの発想に対してチャールズ・テイラーのように正による協同が可能なのは、当該社会に正を尊重する、あるいは権利を尊重するという文化なり共有された善き生の構想がある場合に可能だと批判することはできよう [Taylor 1985]。その点で、欧米のように寛容や権利や参加や民主主義を共通の政治文化（伝統）とする国では、リベラリズムとコミュニタリアンの最終的な立場は収斂する傾向にある。

これに対して、権利や参加などを共通の政治文化としてもたない日本のような国と地域で協同を考える場合にはどうしたらいいのだろうか。ここで伝統や共通善を振りかざし協同を形成しようとすることは、個々人に対する深刻な抑圧となるのである。日本的和の再版としての企業社会、動員型地域社会、オヤジ的倫理などがまさに一人一人の善き生の構想の追求はおろかその豊かな形成すら阻んでいるのが、この国の現実である。このような現実に対しては、既存の共同性をアトミズムと批判されようとも一端徹底して個人にまで解体させ、その個人を起点に新たな協同の形成を構想することが有益であると考ええる。この点では、ロールズとノジックのようなあくまでも個人を起点とした協同形成が示唆的であると思われる。

3 文化・協同・個人

以上のような個人を起点とした福祉の考え方や協同形成に対しては、個人にあまりにも多くをゆだねすぎるという批判が出されるだろう。また、個人が自らの力では如何ともしがたいもの（文化や血など）の重みを不当に無視した議論とも思われるだろう。このような批判や議論は一定の妥当性がある。私達は私達の血と文化から免れることはできな

い。

しかし、このことは協同形成において、だから文化に根ざした共通善が不可避であるという議論の論拠にはならない。例えば、ロールズの場合を見てみよう。ロールズは八〇年代以降、コミュニタリアンからの批判に応答する形で自らの立場を変化させた（この立場の変化は「転向」とまで呼ばれ多数は批判的に評価している）。『正義論』では正義の原理の普遍性が全面に出されていたが、八〇年代になるとそれは（欧米）民主社会の公共文化の中に潜在する価値の明示化であると主張するにいたっている。つまり、『正義論』における普遍主義に限定をつけ、ある特殊主義へと転換したわけである〔Rawls 1980〕。しかし、注意しなければならないことは、ロールズの議論は伝統や文化に黙って従えという議論でもないし、また、そこに束縛されねばならないという議論でもないことである。ロールズが公共文化の中からとりだして見せた価値（人格の構想、公正な協同としての社会）は、それがすぐに正義の原理の構成にもちこまれるのではない。あくまでも、原初状態という思考実験の中にモデル化され、かつ、内省的均衡の中でたえず批判的に吟味されるものなのである。ここで意味されていることは、伝統にせよ文化にせよ、それを規範の要素として取り入れるのは、あくまでも「私」という個人の営みであるということである。私の内省的な営みを経過しない文化や伝統は規範としての力をもちえないのである（あるいは、もつべきではないのである）。

協同を形成する場合、もちろんそれは真空状態でなされるわけではないし、そこにいる人間にフリーハンドが与えられるわけでもない。私たちは、協同形成にあたって、協同を形成するためのツールを一つ一つ吟味しながら、あるものを受け入れ、別のものを棄却し、ある要素を修正しながら、一步一步すすめていくのである。新たな協同形成の営みが古き共同性Ⅱオヤジ倫理に回収されてしまう傾向が強い日本においては、個人を起点に協同を形成するというリベラリズムの視点が有効であると思われる。

四 おわりに

現在、日本ではエゴイズムが蔓延している。教室の私語、ゴミの散乱、自己の負担しか考えない大学教師、援助交際……。このような状況に対して「心ある」人は、規制をかけること、倫理を説くことに熱心だ。つまり、これらの現象はノーマルな状態からの逸脱で、規制をかければノーマルな状態に戻ると。私は全くそうは思わない。この一見すると蔓延するエゴイズムの背後にある個人原理をいったんは徹底的に肯定すること。そして病理を伴いながら進行する個人の中にある個人原理を確実に育てること。その延長線上に新たな協同のあり方を構想すること。これが現在私たちに課せられた課題なのではないか。リベラールリベタリアン論争は、なおこの基本的な問題を我々に投げかけているのである。

注

- (1) 政治学における実証主義と規範的政治理論の関係については、とりあえず〔伊藤恭彦1998〕を参照。
- (2) ロールズの思想の概略については、〔川本隆史1997〕がコンパクトによくまとまっている。
- (3) 現代思想にロールズらリベリズムを位置づける試みとして、〔伊藤恭彦1996, 1998-2〕を参照。また、ニーチェ的状况におけるロールズの方法論的意義については〔伊藤恭彦1999〕を参照。
- (4) 福祉をめぐるリベラールーリベタリアン論争は、福祉と私という問題を提起しただけではない。ロールズ流の分配的正義に対し

て、「ケイパビリティの平等」という興味深い視角から批判をしたセンの議論〔Sen 1985〕、さらにそれを受けて分析派マルクス主義の議論〔Roemer 1994〕を見落とすことができないが、ここでは立ち入らないこととする。

(5) これに関連して、ノジックは国家の正統性を所有権の維持という伝統的リベラリズムの立場に基本的にたっているが、ロールズはそのようには考えていないと思われる。ノジックが批判したように、そもそもロールズには所有についての強い想定はない。「才能のプーリング」という考え方も突き詰めれば、個人の所有のみならず、個人のカラダの所有をも否定することとなる。

引用・参考文献

- Daniels 1994, *Justice and Justification* (Cambridge U. P.)
Mouffe 1993, *The Return of the Political* (Verso)
Nozick 1974, *Anarchy, State, and Utopia* (Basic Books)
1989, *The Examined Life* (Simon and Schuster)
Rawls 1971, *A Theory of Justice* (Harvard U. P.)
1974, Independence of Moral Theory, in *Proceedings of the American Philosophical Association* 49
1978, Basic Structure as Subject, in *American Philosophical Quarterly* 14
1980, Kantian Constructivism, in *Moral Theory in Journal of Philosophy* 77
1985, Justice as Fairness: Political not Metaphysical, in *Philosophy and Public Affairs* 14
1993, *Political Liberalism* (Columbia U. P.)
Roemer 1994, *Egalitarian Perspectives* (Cambridge U. P.)
Sandel 1982, *Liberalism and the Limits of Justice* (Cambridge U. P.)

Sen 1985, *Commodities and Capabilities* (Elsevier Science Publishers)

Taylor 1985, *Philosophical Papers 2* (Cambridge U. P.)

川本隆史1997 『ロールズ——正義の原理——』(講談社)

塩野谷祐一1984 『価値理念の構造』(東洋経済新報社)

伊藤恭彦1996 「神なき時代の政治哲学への予備的考察」(『静岡大学法経研究』四四卷四号)

1998 「政治学の潮流」加茂他著『現代政治学』(有斐閣)所収

1998-2 「政治哲学の現代的復権への前奏」(『静岡大学法政研究』二卷三・四号)

1999 「価値多元化社会における正義の正当化」(『静岡大学法政研究』三卷三・四号)

(いとう やすひこ 静岡大学人文学部助教授)